

【健全化判断比率等の説明】

1. 実質赤字比率 標準財政規模に対する一般会計の実質赤字額の割合

$$\frac{A}{B}$$

(注) A …… 一般会計の実質赤字額
(繰上充用額+(支払繰延額+事業繰越額))

B …… 標準財政規模

2. 連結実質赤字比率 標準財政規模に対する全ての会計の実質赤字額の割合

$$\frac{A}{B}$$

(注) A …… 連結実質赤字額
(企業会計(病院・水道)以外の会計の実質赤字の合計+企業会計の資金不足額の合計)-(企業会計以外の会計の実質黒字の合計+企業会計の資金の剰余金の合計)

B …… 標準財政規模

3. 実質公債費比率
(3か年平均)

標準財政規模に対する公債費及び公債費に準じた経費の割合
なお、実質公債費比率は、起債の許可制が、平成18年度から協議制となったことに伴う健全性の判断の基準として導入された財政指標でもある。この比率が18%以上の場合は、起債の許可が必要であり、公債費負担適正化計画の策定が求められる。

$$\frac{(A + B) - (C + D)}{E - D}$$

(注) A …… 地方債の元利償還金(繰上償還等を除く)

B …… 地方債の元利償還金に準ずるもの(「準元利償還金」)

C …… 元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源

D …… 地方債に係る元利償還に要する経費として、普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額(「算入公債費の額」)及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額(「算入準公債費の額」)

E …… 標準財政規模

4. 将来負担比率 標準財政規模に対する地方債残高及び一般会計が将来負担すべき実質的な負債の割合

$$\frac{A - (B + C + D)}{E - F}$$

- (注) A …… 将来負担額
- ア 一般会計の年度末における地方債残高
 - イ 債務負担行為に基づく支出予定額(起債対象となる経費に係るもの)
 - ウ 一般会計以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計からの繰入見込額
 - エ 市が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てる市からの負担見込額
 - オ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計の負担見込額
 - カ 土地開発公社及び市が損失補償している第3セクター等の債務のうち、当該法人の財務状況を勘案した一般会計の負担見込額
 - キ 連結実質赤字額
 - ク 市が加入する一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち一般会計の負担見込額
- B …… Aのア～カに充てることができる基金残高
- C …… Aの特定財源見込額
- D …… Aのア～エに要する経費として、普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入されることが見込まれる額
- E …… 標準財政規模
- F …… 地方債に係る元利償還に要する経費として、普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額(「算入公債費の額」)及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額(「算入準公債費の額」)

5. 資金不足比率 地方財政法上の公営企業会計における事業の規模に対する資金不足額の割合

$$\frac{A}{B}$$

- (注) A …… 資金不足額
- B …… 事業の規模
 土地区画整理事業特別会計以外の公営企業会計
 (営業収益の額+指定管理者の利用料金収入の額-受託工事収益の額)
 土地区画整理事業特別会計
 (資本の額+負債の額)